

私立大学図書館協会国際図書館協力基金による
海外認定研修実施要領

2021年9月1日制定

2025年4月1日改正

1. 目的

本事業は、私立大学図書館協会（以下「協会」という。）の実施する国際図書館協力事業の一環として、海外の大学図書館等での実例を知ること、その見識を広め、協会加盟大学図書館の運営に還元することを目的とする。

2. 予算

- (1) 本事業は、私立大学図書館協会国際図書館協力基金のもとに実施する。
- (2) 本事業の予算額は、私立大学図書館協会国際図書館協力委員会（以下「委員会」という。）が立案する。

3. 内容

(1) 研修先

委員会は、研修先を決定する。その際、受入れ先に対し、本事業が協会の主管する国際図書館協力事業の一環として、実施されるものであることを明示する。

(2) 研修内容

本事業の内容は、委員会が決定する。委員会は、必要に応じて具体的な研修内容について委託業者または受入れ側と調整を行う。

(3) 参加者

協会加盟大学図書館から原則として若干名募集する。選考は委員会が行い、結果を会長校へ提出する。

(4) 参加費その他

参加費、その他委員会が必要と認めた費用は、会長校と協議して協会側が一部負担する。補助金は、参加者が研修報告書を提出した後に支給する。

4. 研修報告

参加者は研修終了後、研修報告書を協会に提出する。協会は、私立大学図書館協会ホームページに報告書を掲載する。

5. 会計報告

委員会は、海外認定研修終了後、会長校に会計報告をする。

6. その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、会長校、委員会によって協議するものとする。